

平成三〇年度入学試験問題

国語

問題用紙

一 次の文章を読んで、後の問い（問1～6）に答えなさい。

日本で少子化の問題が言われて久しい。一方で、一人当たり一〇〇万とも二〇〇万とも言われるコストの関係から、一世帯が多くの子どもをもつことをあきらめざるをえないという事情がある。他方で、少子化が進むということは、子どもをもたない個人や家庭もまた増えているということである。急速に進んでいる未婚化、晩婚化に加えて、結婚はしても子どもをへAへにもたずに二人で働くといった形態の世帯、いわゆるDINKSも一般化している。

(ア) こうした事態を背景として、子育て世帯から子無し世帯に対して「不公平」であるとの声が出てもおかしくない。いわく、自分たちは限られた時間とお金を(a)費やして、将来世代を育てている。もし将来世代がいなければ、保険制度や年金制度を含め、現在世代の老後は到底成り立たないだろう。子どもをもつ／もたないにかかわらず、子育てには社会内の誰もが一定の貢献をすべきである。子育て世帯が負う負担の一部は、例えば税金を通じて子無し世帯も等しく負うべきである。

本小論ではこうした声が生じる理由とその是非を考えるため、「公平性」とは何かについて、そして子育て負担におけるそれについて、政治哲学の議論を参照しつつ論点整理を試みたい。

本論に入る前に一言。子育ての負担を誰が負うべきかという問いの答えを待つまでもなく、今日の税制において、子無し世帯はその負担をすでに実際に負っている。児童手当、公立小中学校など子ども向けの公共サービスは、万人から(b)チョウシュウする税金によって成り立っているからだ。本小論で問いたいのは、その実態の十分さというよりも、その理由の良し悪しである。ただし、その理由を改めてへBへに問うことは、その実態の十分さの評価や、(c)ヘンカクの方向づけを考える際にもへCへに役立つだろう。

ところでそもそも、私たちがある(d)コトガラに対して、「公平である」「公平でない」とラベルを貼るとき基準は何だろうか。それは、便益を得ることと負担を負うこととの(e)キンコウセイに関係している。一口で言えば、公平原理とはいわゆる「ただ乗り」を許さないということだ。政治哲学者のJ・ロールズが言うように、「自分たちの公平な負担をこなさないのに、他の人びとが汗を流した協働の骨折れ仕事から利益を得てはならない」。

公平原理の要点は、それが受益者の同意には還元されないということである。非暴力を絶対的に尊重する平和主義者がいるとしよう。しかし現実社会は、軍事力の増強と維持によって一定の国防を保っている。その平和主義者は、同じ社会に住み、国防の成果を(図らずも)享受している以上、その負担を何らかのかたちで負うべきではないだろうか。一般論として、特定の政策に反対であるという事実は、当人から納税の義務を(f)メンジヨするものではない。

同様に、公平原理の成立要件は負担者の意図に依存するものでもない。自国民を守るといふ義務感よりも、戦争の栄光に与^{あづか}りたいという自己満足のために入隊する志願兵がいるかもしれない。しかしだからといって、その人に対して軍役中に必要な給料や医療、物資を提供しなくてよいわけではない。要するに公平性の問題は、形式的な同意や意図の有無というよりも、実質的な便益や負担の有無の観点から考察するのがより適切である。

ロールズによれば、公平原理は「協働の骨折^{こせ}り仕事」に関する便益／負担について成立する。「社会的協働」とは彼独自の言い回しだが、私たちの暮らし向きは、孤立して生きるよりも社会内で生きる方が（D）により良くなるということ、その意味で私たちは（E）ジソクしているのではなく、他者に依存しているということだ。例えば、会社員の毎日は規則正しい鉄道運行に支えられているし、鉄道運行は通勤・通学といった人々の日常の利用に支えられている。人々が自力でなしたと考^{かん}えがちな物事のはるかに多くは、実はこうした社会生活における他者の存在を前提にしているのである。

以上の予備的検討を踏まえて、子無し世帯もまた、子育ての負担を負うべきかどうか、またその理由は何かという問いに論を進めよう。ここで負担に賛成する側にはその有力な理由がある。すなわち、R・ジョージが言うように、（イ）子どもの存在は社会にとって一種の公共財として考^{かん}えられるということだ。「公共財」とは、社会内で一括供給・一括消費されるため、個々の市場取引に馴染^{なじ}まないような財のことである。例えば、国防、治安、環境、道路などは公共財の一種である。

子どもの存在にも公共財の側面があると考えられる理由は、その存在が生み出す将来的便益を、社会内の誰もが遍^{あまね}く享受するからだ。将来世代が安定的に存在することから、子無し世帯も含めて社会全員が便益を得ることとは、同意の有無にかかわらず、当該社会に暮らすかぎり（h）キヨゼツできない。その便益は、保険や年金のような直接給付サービスのみならず、経済・科学・交通・医療・文化等々、私たちの社会生活全般に及んでいる。それゆえ、社会内の誰もが公共財の提供に対して一定の貢献をすべきであるように、子どもの養育に対しても一定の貢献をすべきである。

もちろん、子育て世帯は自分の子どもを公共財の提供という義務感から育てているわけではない。子育ては親にとって、自分の、そして家族の楽しみであり喜びである。しかし、意図の有無にかかわらず、その行為が（E）に、子無し世帯の将来的な暮らし向きにも（i）キヨするといふ事実は、当該社会に暮らす人々とのあいだに公平性の問題と呼び覚ます。繰り返せば、公平性の問題は形式的な同意や意図の観点よりも、実質的な便益や負担の観点から考察すべきなのである。

とはいえ、S・オルザレTTYが指摘するように、子どもの存在は（j）ジュンスイな公共財ではない。例えば、（k）ミンポウで「直系血族及び同居の親族は、互いに扶^{たす}け合^あわなければならない」（第七三〇条）とあるように、子どもは他の誰でもなく、自分の親に対する生活扶助義務を果たすことを、個人的・社会的に期待されている。この点で子育て世帯には、子どもの存在から得られる便益が子無し世帯よりも大きい。将来世代の養育を通じて現在世代が得る便益には、一般的便益と個別的便益の二種類あるということだ。

以上の事實は、親が他の誰でもなく、自分の子どもに対して特別な(1)カントク責任をもつことと整合的である。例えば子どもが事故を起こした場合には、その実親が法的・道義的責任を問われる。自分の子どもを育てることから個別的便益を得るなら、その人は同じく個別的負担も負わなければならない。これは社会共同ではなく世帯個別で子育てを実施するという(m)ケンコンの仕組みのコインの表裏であり、そのかぎりでは子どもの存在には非公共財の側面も伴っている。

子育て負担の理由と並んで考えるべき論点は、その負担の水準である。しかしこれは、子どもの存在にどの程度公共財の側面があるか、すなわち当該社会の維持と発展にとって子育てがどれほど決定的役割を果たしているかという経験的事実に左右されるだろう。人口減少が(n)暫しく、移民による人口増加を望めない社会では、相応の課税を通じて子無し世帯を(o)ユウインすることも考えられる。これは、各世帯が子どもをもつ義務があるかどうかという同じく重要な論点を惹起するが、(p)シフクの都合からその検討は別の場所に(q)委ねよう。

以上本小論では、[ウ]。もし子どもの存在に公共財の側面があるならば、子育ては子育て世帯と子無し世帯の双方にとって社会的協働の事業であつて、「産みたくて産んだのだから」といった意図的背景は、そこでは第一義的には重要でない。子育て負担の公平性を考えるにあたり、安直(1)な自己責任論だけでは不十分なのである。

逆に言えば、子育てを社会的協働の事業と見(II)なすかぎり、子育て世帯が自分の子どもだからといって何でも好き(III)なように育ててよいわけでは(IV)ない。例えば、親が教育の義務を十分に果たさ(V)ないことは、子ども自身の福祉に反するのみならず、その子どもを受け入れる社会全体に対しても不適切である。子育てを社会的協働の事業と見なすことは、子無し世帯に対して負担を求めると同時に、子育て世帯に対しても子育てが単(VI)なる個人的事業ではないことを自覚させるのだ。

最後に、本小論が取り上げてきた公平性とは別の観点から、子育て負担の社会的共有に賛成するさらなる理由を挙げることができる。第一に、それは(と)りわけ貧困世帯の(子)どものベーシック・ニーズを(e)ジュウクにするために正当化されるかもしれない。第二に、それは働く母親やシングルマザーの負担を軽減するため、性的平等化の一部として正当化されるかもしれない。子育て負担の社会的共有は、暮らし向きの良い世帯から悪い世帯へと所得を転移する再分配政策の一種としても理解できる。そこで、本小論が論題で掲げた問いは、国民の経済関係における分配的正義の観点からも別途再定式化することができるだろう。

(松元雅和「子育ての負担は誰が負うべきか—公平性の観点から」『世界思想 四三号』による。本文を一部変更した。)

問1 傍線部(a)～(r)のカタカナを漢字に、漢字をカタカナに直しなさい。

問2 二重傍線部(I)「な」と文法的なはたらきが同じものを、二重傍線部(II)～(VI)の中から一つ選び、記号で答えなさい。

問3 へ A ～ ～ E ～ には、次に挙げる(1)～(5)のいずれか一つの語が入る。最も適切な語を選び、記号で答えなさい。解答には同じ記号を複数回用いてよい。

- (1) 絶対的 (2) 総合的 (3) 意識的 (4) 原理的 (5) 副次的

問4 傍線部(A)「こうした事態」とあるが、どのようなことか。本文の内容に即し、最も適切でないものを、次の(1)～(4)のうちから一つ選びなさい。

- (1) DINKSが一般化していて、子どもをもたないで二人で働く世帯があるということ。
(2) 今日の税制においては、子無し世帯もその負担をすでに実際に負っているということ。
(3) コストの関係上、一世帯が多くの子どもをもつのをあきらめざるをえないということ。
(4) 少子化の進行にともない、子どもをもたない個人や家庭もまた増えているということ。

問5 傍線部(イ)「子どもの存在は社会にとって一種の公共財として考えられる」とあるが、なぜか。本文の内容に即し、最も適切なものを、次の(1)～(4)のうちから一つ選びなさい。

- (1) 子どもの存在により、子育ては親にとって、自分や家族の楽しみであり喜びであるから。
(2) 子どもの存在を公平性とは別の観点から見ると、再分配政策の一種としても理解できるから。
(3) 子どもの存在理由として、自分の親に対する生活扶助義務を果たすことが期待されているから。
(4) 子どもの存在が生み出す将来的便益について、社会内の誰もが幅広く享受することができるから。

問6 【ウ】にふさわしい内容の文章を、本文に即し、九〇字以上二〇〇字以内でまとめて書きなさい。書き出しを一字下げる必要はありません。句読点などの符号も一字と数えます。

(解答は全て解答用紙に記入しなさい)

